

鳥取県告示第85号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月14日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人あすなる会	高草あすなるホームヘルパーステーション	鳥取市大柵 330	平成 24 年 2 月 1 日	訪問介護
〃	鳥取湖南ホームヘルパーステーション	鳥取市松原 253-1	〃	〃